

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和8年6月5日

加須市長選挙における選挙の効力又は当選の効力に関する 審査の申立てについて

令和8年4月12日執行の加須市長選挙における選挙の効力又は当選の効力に関する審査の申立てが令和8年6月1日付けでなされ、本日の委員会で受理することを決定しましたのでお知らせします。

記

1 審査申立人

山内 正明（加須市長選挙の選挙人かつ候補者）

2 申立ての趣旨

令和8年4月12日執行の加須市長選挙における選挙の効力又は当選の効力に関する異議申出に対する加須市選挙管理委員会の令和8年5月14日付けの決定を取り消すとともに、選挙の効力又は当選の効力を無効とする裁決を求めるもの。

3 申立ての主な理由

令和7年3月頃から投票日前日までに行われた一連の政治活動用ポスターの大量掲示、撤去指導後の撤去未了、県政報告会・決起集会案内の郵送、政治活動用ビラの配達地域指定郵便、確認団体ビラの新聞折込、選挙運動用ビラのポスティング疑い等が、全体として特定候補者の認知拡大、支持拡大及び投票行動への働きかけを目的とした組織的・継続的な活動であり、選挙の自由公正を害し、選挙人の自由な意思形成に重大な影響を与えているか否かについて、原決定は十分に検討せず、各行為を個別の刑事問題として整理し、選挙の効力及び当選の効力との関係について実質的な判断をしていない。

4 裁決の期限

この審査申立てに対する当委員会の裁決は、申立てを受理した日（6月1日）から60日以内（7月31日まで）に行うよう努めるものとされている（公職選挙法第213条第1項）。

参考 加須市長選挙における異議申出に対する決定について

<https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/gyousei/senkyokanriiinkai/kazoshityosenkyooyobikazosigikaigiinhoketsusenkyo/44368.html>